

# 定 款 ( 抜 粋 )

第1条(目的)本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

第3条(地区)本組合の地区は、東京都、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県及び佐賀県の区域とする。

第7条(事業)本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員の必要とする車両燃料の共同購買
- (2) 組合員のためにする共同宣伝
- (3) 組合員のためにする情報ネットワークシステムの共同利用
- (4) 組合員のためにする高速自動車国道、一般有料道路等の通行料金の支払代行
- (5) 組合員のためにする損害保険の代理店業務
- (6) 組合員の車両及び建設機械等の取得に関わる信販会社、車両販売会社に対する割賦代金又はリース会社に対するリース代金の支払保証
- (7) 組合員に対する事業資金の貸付け(手形の割引を含む。)及び組合員のためにするその借入れ
- (8) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- (9) 組合員の福利厚生に関する事業
- (10) 前各号の事業に附帯する事業

第8条(組合員の資格)本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

- (1) 別表に掲げる事業を行う事業者であること。
- (2) 本組合の地区内に事業場を有すること。

前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、組合員になることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第6号に規定する暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」という。)
- (2) 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者
- (3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
- (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、本組合に加入することができる。

2 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

第10条(加入者の出資払込み)前条第2項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

第12条(自由脱退)組合員は、あらかじめ本組合に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

第13条(除 名)本組合は、次の各号の一に該当する組合員を総代会の議決により除名することができる。この場合において、本組合は、その総代会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総代会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員
- (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員
- (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員
- (6) 第8条第2項各号の一に該当する組合員

第14条(脱退者の持分の払戻)組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額(本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額)を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

第15条(使用料又は手数料)本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

2 前項の使用料又は手数料は、総会で定める額又は率を限度として、理事会で定める。

第20条(延滞金)本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年15パーセントの割合で延滞金を徴収することができる。

第22条(出資1口の金額)出資1口の金額は、1万円とする。

第23条(出資の払込み)出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

第24条(持 分)組合員の持分は、本組合の正味資産につき、その出資口数に応じて算定する。

2 持分の算定にあたっては、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

## 別 表

業 種	業種コード	業 種	業種コード	業 種	業種コード
鉄鉱業	0513	情報処理サービス業	3921	共済事業(各種協同組合法等によるもの)	6732
一般土木建築工事業	0611	一般貸切旅客自動車運送業	4331	不動産代理業・仲介業	6821
土木工事業(別掲を除く)	0621	一般貨物自動車運送業(特別積合せ貨物運送業を除く)	4411	不動産管理業	6941
造園工事業	0622	港湾運送業	4811	医学・薬学研究所	7114
建築工事業(木造建築工事業を除く)	0641	その他の衣服卸売業	5129	公認会計士事務所	7241
建築リフォーム工事業	0661	野菜卸売業	5213	税理士事務所	7242
とび工事業	0721	酒類卸売業	5222	経営コンサルタント業	7281
鉄筋工事業	0732	飲料卸売業(別掲を除く)	5225	広告業	7311
塗装工事業(道路標示・区画線工事業を除く)	0771	その他の食料・飲料卸売業	5229	建築設計業	7421
内装工事業	0782	その他の建築材料卸売業	5319	測量業	7422
防水工事業	0795	塗料卸売業	5321	食堂、レストラン(専門料理店を除く)	7611
はつり・解体工事業	0796	建設機械・鉱山機械卸売業	5412	日本料理店	7621
他に分類されない職別工事業	0799	事務用機械器具卸売業	5414	美容業	7831
一般電気工事業	0811	その他の産業機械器具卸売業	5419	他に分類されないその他の生活関連サービス業	7999
電気通信工事業(有線テレビジョン放送設備設置工事業を除く)	0821	自動車部品・附属品卸売業(中古品を除く)	5422	カラオケボックス業	8095
一般管工事業	0831	電気機械器具卸売業(家庭用電気機械器具を除く)	5432	博物館、美術館	8213
冷暖房設備工事業	0832	医療用機械器具卸売業(歯科用機械器具を含む)	5493	スポーツ・健康教授業	8246
給排水・衛生設備工事業	0833	他に分類されないその他の卸売業	5599	その他の教養・技能教授業	8249
他に分類されない食料品製造業	0999	呉服・服地小売業	5711	一般病院	8311
一般製材業	1211	寝具小売業	5712	歯科診療所	8331
オフセット印刷業(紙に対するもの)	1511	男子服小売業	5721	保育所	8531
医薬品製剤製造業	1652	婦人服小売業	5731	介護老人保健施設	8542
鍛鋼製造業	2255	洋品雑貨・小間物小売業	5793	訪問介護事業	8544
金属プレス製品製造業(アルミニウム・合金を除く)	2452	他に分類されない飲食品小売業	5899	清掃事務所	8817
ホルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業	2481	自動車(新車)小売業	5911	産業廃棄物収集運搬業	8821
他に分類されない金属製品製造業	2499	中古自動車小売業	5912	産業廃棄物処分業	8822
金属加工機械製造業(金属工作機械を除く)	2662	電気事務用機械器具小売業(中古品を除く)	5932	一般機械修理業(建設・鉱山機械を除く)	9011
自動車部品・附属品製造業	3113	燃料小売業(ガソリンスタンドを除く)	6052	労働者派遣業	9121
看板・標識機製造業	3292	書籍・雑誌小売業(古本を除く)	6061	ビルメンテナンス業	9221
他に分類されないその他の製造業	3299	花・植木小売業	6093	キリスト教教会、修道院	9431
受託開発ソフトウェア業	3911	中古品小売業(骨とう品を除く)	6098	他に分類されないサービス業	9599
組込みソフトウェア業	3912	他に分類されないその他の小売業	6099		